



第114号

2022年6月5日発行

地域の会

～ 4月定例会 概要 ～

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

「地域原子力防災協議会及び作業部会」の概要について内閣府（防災担当）から説明を受けました。

1. 内閣府（原子力防災担当）の役割

内閣府（原子力防災担当）の役割は、平時から緊急時まで一貫して
オフサイトの原子力災害対策に対応すること

内閣府（原子力防災担当）

- オフサイトにおける**住民避難**等の防護措置を担当。
- 防護措置の実施は、警察・消防等の実動組織を含む国・自治体職員、民間事業者などの**対応要員**が担う。

※防護措置の基本的考え方等は、原子力規制委員会が策定する「原子力災害対策指針」に基づく

※施設ごとに「原子力災害対策重点区域」を設定

原子力発電所敷地外（オフサイト）

原子力規制委員会

- 環境省の独立性の高い三条委員会として、科学的・技術的見地から、主に原子力発電所等（**オンサイト**）の**安全規制**を担当。

※オフサイトのモニタリング（放射線測定等）は原子力規制委員会が実施

原子力発電所敷地内（オンサイト）

- 原子力発電所内の事故対応は、主に**電力事業者等**が担う。



第226回定例会 内閣府資料より

第225回(3月)の定例会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。今号は第226回定例会のみの掲載となります。

今後の「地域の会」定例会の開催案内 ※開催日時や場所は変更になる場合がありますので、詳しくは事務局にお問い合わせ願います。

第228回定例会

日時：2022年6月1日（水）18:30～20:30
場所：柏崎原子力広報センター 2階 研修室

第229回定例会

日時：2022年7月6日（水）18:30～20:30
場所：柏崎原子力広報センター 2階 研修室

新型コロナウイルス感染症対策により、傍聴席は1F実験室に設けます。定員は15名（先着）です。

地域の会の活動はホームページでご覧いただけます。 <https://www.tiikinokai.jp>

地域原子力防災協議会及び作業部会についての概要説明(内閣府)



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第224回、第225回定例会は中止した。第226回定例会は会議時間を30分短縮して、3カ月ぶりに開催した。前半は、前回定例会以降の動きについて各オブザーバーから説明を受けて質疑応答を行った。会議後半は、「地域原子力防災協議会及び作業部会の概要」について、内閣府から説明を受け、委員は意見、質問などを述べた。

〔前回定例会以降の動きについて〕

Q 鉄筋コンクリート構造物において、中越沖地震によって発生し

たひびについて。壁を貫通した大きなひびにエポキシ樹脂を注入し、塗装で補修したということだが、非破壊検査などで検査はできないのか。当時の補修方法で大丈夫だということをも市民・村民に伝える必要があると思うが、どう考えるか。

東京電力

更なる調査をとるという意見はしっかりと受け止める。中越沖地震後のひび割れ等は明確にスケッチで残し、既往の文献等に原子力安全・保安院(当時)のワーキングの中で説明の解説等も用いて貫通箇所を確認もしている。エポキシ樹脂の補修方法については、日本建築学会の指針に則り適切に行ったと考えている。今後透明性確保のため、質問に対してはその都度丁寧に答えていきたい。

Q

コロナ感染について、東京電力という一つの企業の中でどうしてもこんなに連続して多数の人が感染し続けて

いるのか。原因は何か。どのように考えているのか。また、運転員の感染状況はどうか。何か特別な対策はあるか。

東京電力

市中や職場などの接触から感染していることはわかっているが、なぜというところはわかっていない。1か月の間に178名の感染だが、事業所等でみると感染者は点在しており、現時点として保健所からクラスターの指定は受けていない。運転員については、通勤経路で隔離をして出社することを継続している。追加の対策については感染状況を踏まえた上で検討していきたい。

Q

内閣府は「調整役だ」というのが、最終的なイニシアティブを執るのはどこか。内閣府の原子力防災対策の160億円の予算について、事故が起きた時を想定し事前に対応す

〔地域原子力防災協議会及び作業部会の概要について質疑応答〕

るための道路整備や除雪などインフラ整備などは含まれるのか。

内閣府

地域によって千差万別であるが、我々はミッションである地域防災計画の充実・強化を進めるために必要であれば、イニシアティブを取ることもあるし、または調整役に徹するなど各地域の実情に応じた対応をしている。160億円の予算は、原子力防災に限ったもの。道路整備に関しては、例えば我々が原子力防災上の必要性について国交省に情報提供することはあり得る。そのような調整やコーディネーター役を担っている。

Q

地域防災会議では、「雪害の時には屋内退避をして、道が確保できたら避難する」とか、「コロナ感染対策では避難のバス車内でソーシャルディスタンスを取る」といった指針が取り、基本的には自然災害優先という方向性が出たと思う。自然災害を優先すれば、避難に

時間がかかったり、屋内退避もできなかったりして被ばくしてしまいう状況となる。それでも、指針に沿っていれば緊急時対応として取りまとめることになるのか。現状に合わせて妥協した部分を把握しているのか。

内閣府 生命や健康を守ること、健康への影響、住民の被ばく線量を軽減する合理的な手段を考へることを基本的な方針として関係者と議論を重ねてきた。皆が合意できるところから議論をスタートすることが大事だと思っている。緊急時対応というのは地域防災計画の共通因子を括ったもので、これを必ず守らなければならないというものではない。国全体の方針をまとめ、他の地域への参考にするため、他の地域への参考にするための教訓をまとめたものであることをご理解いただきたい。

Q あくまでも守れないものではなく、その地域の実情に応じたものを作らなければいけない、つまり、避難計画の責任は市や村や県にあるということではないか。また、どのくらいの被ばく量まで許容しているのか。

被ばく量については年間1ミリシーベルト。防災業務に従事される方にとっても基本となる数値。緊急時対応の方針は個別に対応すべきもの。指針は高い独立性を持った客観的、科学的なデータに基づいて作られたもので守っていただくもので、新たな知見に合わせて毎年改正されている。

内閣府 県の地域防災計画の作成主体は県の防災会議が作成する。市町村の地域防災計画の主体は市町村の防災会議が作成する。

Q 責任はどこが持つのか。

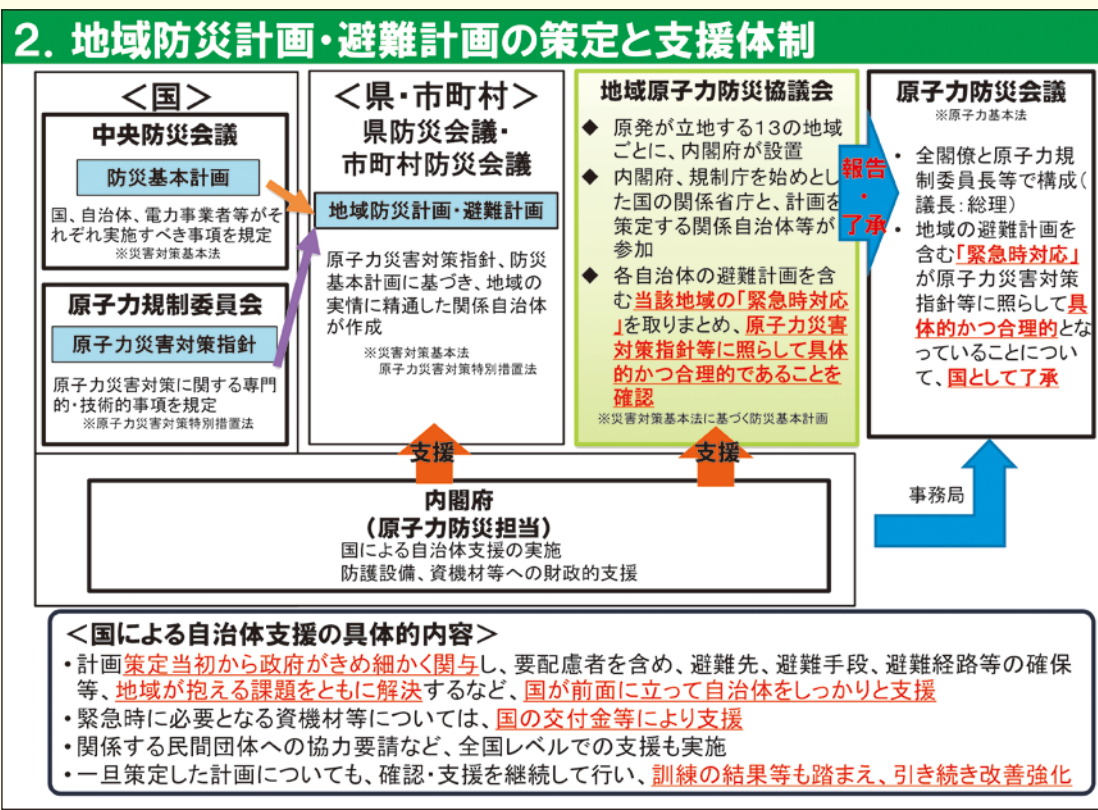
内閣府 原子力災害対策指針を踏まえ、新潟県の対策も30km圏内しかない。指針についての検討や変更の提案は協議会

Q 原子力災害対策指針を踏まえ、新潟県の対策も30km圏内しかない。指針についての検討や変更の提案は協議会

でももらえないのか。

内閣府 繰り返しになるが、指針は、独立性の高い機関（原子力規制委員会）が決めた科学的、客観的なもの。令和3年度の改正

の際にもパブリックコメントにかけ、寄せられた意見について一つ一つ全て原子力規制庁が回答している。改正するには最新の科学的・客観的データ、国際的な指針を踏まえ、十分な議論を経る必要がある。



第226回定例会 内閣府資料より

編集後記

当会も、まん延防止等重点処置の適用を受け、2、3月の定例会を中止いたしました。この間、国内の電力供給においては、3月に発生した地震の影響により政府は初めて「電力需要ひっ迫警報」を出しました。また、ウクライナ・ロシア情勢による、化石燃料の禁輸処置等、国内における電力安定供給を脅かす事態となっています。

国策である、エネルギーミックス「S+3Eの大原則」、カーボンニュートラル実現に向け、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を目指す。我々の地元には既存する原子力発電所があります。原子力の社会的信頼の獲得と、安全確保を大前提とし、1日も早く正常な状態に戻るよう、継続して確認、提言を行ってまいります。

(三宮会長)



会 則

【 目 的 】

第1条 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会(以下「会」という。)は、柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取り組み、並びに国及び関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的とします。

【 委 員 】

第2条 会は柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体の推薦を受けた25名以内の委員をもって構成します。

- 2.委員の任期は2年とします。
- 3.委員は再任されることができるものとします。
- 4.委員は、事故その他やむを得ない理由があるときは辞任することができるものとします。
- 5.委員に欠員がある場合は、補充できるものとします。この場合、補充された委員の任期は他の委員の残任期間と同じにします。

【 オブザーバー等 】

第3条 会はオブザーバー、又は説明者として次の者(以下「事業者等」という。)を会議に出席させることができるものとします。

- (1)東京電力ホールディングス(株)
 - (2)新潟県、柏崎市、刈羽村
 - (3)経済産業省
 - (4)原子力規制委員会
 - (5)その他会が必要と認めた者
- 2.会は、必要に応じアドバイザーを出席させることができるものとします。

【 任 務 】

第4条 会は次の事項を行います。

- (1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
- (2)事業者等への提言
- (3)会での議論、活動等の住民への情報提供
- (4)委員の研修
- (5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項

【 会 及 び 委 員 の 権 利 と 責 務 】

第5条 委員は、会において、自由に意見を陳述することができます。

- 2.委員は、互いの意見を尊重するとともに、自らの意見等には責任を持つものとします。
- 3.会は、事業者等に発電所の安全確保に係る提言をすることができます。
- 4.会は、国の責任・権限に係る事項及び法令の規定を超える事項について、これらを超えて事業者等を拘束する要求はしないものとします。
- 5.委員は、会を通じて、事業者等に資料開示、情報提供、現場確認等を求めることができます。この場合、委員の情報共有のために、その活動内容を会に報告するものとします。

6.委員は、会の活動の中で事業者等の非開示情報を見聞した場合は、その内容を守秘するものとします。

【 事 業 者 等 の 協 力 】

第6条 事業者等は、会の目的を理解して積極的な情報開示に努めるとともに、会への説明は、委員に分かりやすいよう工夫するものとします。

2.事業者等は、会における委員の意見・提言を十分尊重するものとします。

【 会 の 公 開 】

第7条 会は、全て公開で行います。ただし、委員の合意により公開しないことができるものとします。

【 会 長 及 び 副 会 長 】

第8条 会に会長及び副会長を置きます。

- 2.会長及び副会長は、委員により互選します。
- 3.会長は、会に関する事務を総理します。
- 4.副会長は、会長に事故あるとき、その職務を代理します。

【 運 営 委 員 会 】

第9条 会に運営委員会を置きます。

- 2.運営委員会は、会長、副会長及び会長が指名した若干名の運営委員で構成します。
- 3.運営委員会は、会長または会の諮問事項の審議、会の運営を円滑に遂行するための提言及び会が発行する情報誌の企画、編集を行うものとします。

【 会 議 】

第10条 会議は定例会及び臨時会とします。

- 2.定例会は、原則として毎月1回招集します。
- 3.定例会のうち年1回以上は、事業者等も出席する会議(「発電所情報共有会議」という。)とします。
- 4.臨時会は、5分の1以上の会員の呼びかけ、又は事務局の求めに応じ、会長が必要と認めるときこれを招集します。
- 5.会議の議長は、会長が務めることとします。会長が出席できないとき、又は会長の指示あるときは、副会長、又は会長があらかじめ指名した者が議長にあたるものとします。

【 事 務 局 】

第11条 会の事務局は、柏崎原子力広報センターが行うものとします。

2.関係自治体は、事務局を補佐するものとします。

附 則

- 第2条関連事項として、委員の通算任期は10年を超えないものとする。
- 第10条関連として、委員の合意により定例会の開催回数を変更できるものとする。